

申請書確認事項の記載例について

申請書の確認事項欄には、1番から7番まで記載されていますが、この他に下記のような事項が生じた場合は、申請者と十分話し合いのうえ、確認事項欄の余白に例文をもとに記入してください。記入内容については、申請者の捺印をもって、申請者の確認を得ていると判断します。

(記入例)

1. 口径13mmの量水器を使用する場合

1) 単身者用共同住宅の各個室に設置の記入例

本申請物件は、単身者用共同住宅であり、1部屋1人の使用としますので、口径13mmの量水器使用の承認をお願いします。

2) 共同住宅や商業施設等の共用給水装置（SKや散水栓）に設置の記入例

今回、共用給水装置用に量水器を設置いたしますが、使用頻度や用途から判断し口径13mmの量水器使用の承認をお願いします。なお、使用用途変更の際には、口径の再検討を行い、水道部への申請を確実にいたします。

2. 水抜栓以降の給水管に、ポリブデン管や架橋ポリエチレン管等を使用する場合

本申請において、○○○○管を使用しますが、凍結、水抜き等における問題が生じて、自己の責任において対応いたします。

3. 給水ヘッダーシステムを使用する場合

本申請において、給水ヘッダーシステムを使用しますが、凍結、水抜き等における問題が生じて、自己の責任において対応します。

※ ポリブデン管や架橋ポリエチレン管等、給水ヘッダーシステムの同時使用の場合、ふたつの文を組み合わせて、ひとつの文にすることも可能

4. 水抜栓以降の給水管に、銅管（STC銅管除く）を使用する場合

本申請において、STC銅管の使用を検討いたしましたが、特性を十分理解したうえで、銅管を使用いたします。また、将来的に疑義が生じて、自己の責任において対応します。

5. 一般住宅において、Dバルブを使用の場合

今回申請の物件は、高断熱・高気密住宅であり、原則水抜き操作を必要としないため、構造を理解したうえで、水抜栓としてDバルブを設置します。設置に伴い、凍結、水抜き等における問題が生じて、自己の責任において対応します。

6. 排水ヘッダーを使用の場合

本申請において、排水ヘッダーシステムを使用しますが、将来的に臭気や凍結等の疑義が生じても、自己の責任において対応します。

※ 平成27年度現在、排水ヘッダー内部がストレート管になっている「積水化学」製か「前澤化成工業」製を推奨しています。それ以外の製造会社製品を選定の場合は、製品の構造が分かる資料を添付してください。また、申請図面および竣工図面に排水ヘッダーシステムの製造会社名を記載してください。

7. 使用しない公共柵を撤去せずに残置する場合

本申請において、使用しない公共柵がありますが、将来使用する可能性があるため、残置します。それに伴い問題が生じたときは自己の責任において対応いたします。

※ この例文に当てはまらない事項については、その都度協議願います。